

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none">・教育基本法 第12条第2項 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。 ・図書館法 第3条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。（以下、第1号から第9号） ・茅ヶ崎市立図書館条例 第1条 この条例は、図書館法に基づき、茅ヶ崎市立図書館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 ・茅ヶ崎市立図書館運営規則 第2条 茅ヶ崎市立図書館は、図書館法第3条の規定に基づき次の事業を行う。（以下第1号から第9号）